

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：大野市

I 職員の男女の給与の額の差異

令和8年7月31日公表

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	118.6%
全職員	72.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	100.3%
本庁課長相当職	94.6%
本庁課長補佐相当職	95.2%
本庁係長相当職	93.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	103.2%
31～35年	98.5%
26～30年	90.4%
21～25年	94.3%
16～20年	98.5%
11～15年	80.7%
6～10年	99.2%
1～5年	91.0%

【説明欄】

- ・本市職員の給与については、条例に定める給料表等に基づき決定しており、制度上、男女の差異は存在しない。
- ・昇給、昇格及び昇任についても、男女同一の基準により勤務成績や経験年数に基づき決定しており、制度上の差異は存在しない。
- ・扶養手当および住居手当については、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は91.9%、住居手当の受給者に占める男性の割合は68.8%となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
管理的地位にある職員	18. 4%

【説明欄】

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
本庁部局長・次長相当職	11. 1%
本庁課長相当職	20. 7%
本庁課長補佐相当職	29. 3%
本庁係長相当職	38. 2%

【説明欄】

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	125.0%
女性	250.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	150.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満				
1週間以上2週間未満				
2週間以上1月以下	20.0%			
1月超3月以下	50.0%			
3月超6月以下	20.0%			
6月超9月以下	10.0%			
9月超12月以下		40.0%		100.0%
12月超24月以下		60.0%		
24月超				

【説明欄】

・会計年度任用職員の男性については対象者なし。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	15.7時間/月
内部部局等以外	9.1時間/月

【説明欄】

--